

柏商工会議所会館 空調設備等更新工事概要

1. 趣旨

柏商工会議所会館の空調設備および換気設備は老朽化しているため、これらの更新を検討しております。現状システムに拘泥することなく、快適性・経済性・環境性能（省エネ・カーボンニュートラル等）を十分に考慮した優秀な更新提案を求めます。

2. 空調設備更新工事の内容

- ①工事場所 柏市東上町7番18号 柏商工会議所会館
- ②建物概要 地上6階建てSRC造
延床面積 3,427㎡
- ③設備概要 空気調和方式
パッケージ方式
電子式自動制御方式
機械換気方式第一種
- ④工事種目 空調設備、換気設備、自動制御設備の更新
- ⑤着 工 令和8年10月頃
- ⑥完 工 令和8年12月25日まで
※竣工図書等の提出は、工事完了後1か月以内とする。

3. 工事仕様

- ①共通仕様 本工事は所定の工事請負契約書及び同約款を遵守し、本書、及び図面により完全に施工する
- ②特記仕様 詳細は「商工会議所会館改修工事特記仕様書」記載のとおり
※現状空調設備、並びに現状の該当設備図面は添付のとおり

4. 選定方式 企画提案方式とする

5. 応募に必要な条件

次の要件のすべてを満たす者とします。

①登録状況

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者またはこの公告の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続きまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者（競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- エ 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止または柏市建設工事等暴力団対策措置要領（平成11年11月1日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

②対象者

本社が柏市内にある事業所、特に当所会員事業所である事業者を優先するが、それらに該当しない事業者の提案を妨げない。また、本件工事の施工完了後、本件工事対象の空調等設備に関する事故や故障・トラブル等が発生した場合において、夜間・休日を含め迅速な対応が可能であることを条件とします。

③許可

本件工事について、建設業法第3条の特定建設業（管工事業）の許可を受けていること。

④実績

官公庁等または民間が令和元年度から令和7年度までの間に発注した延床面積2,000㎡以上の建物における請負金額3,000万円以上の空調設備工事を元請として施工完了した実績があること。

⑤技術者

本件工事が該当する工事業種について、建設業法第26条第2項の監理技術者または同条第1項の主任技術者を専任で配置すること。なお、上記により配置する技術者は、提案があった日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

6. スケジュール

①応募説明書配付	令和8年7月29日（水）～8月5日（水）
②現地見学・質疑受付	令和8年8月6日（木）～8月7日（金）
③参加応募（提案書提出）期限	令和8年8月19日（水）午後5時まで
④応募者ヒアリング	令和8年8月24日（月）ころ ※発注者が必要とした場合
⑤優先交渉権者の決定	令和8年8月31日（月）ころ

7. 提出資料は以下のものを含むこととする

（1）見積書

（2）機器表

（3）提案書（応募に必要な条件を満たすこと、システムや内容、特徴や優位性などに関する事項を含む）

＊企業概要に関する内容を含むこと。

＊上記5－③・⑤を証する書類の写しを提出すること。

＊上記5－④を含む工事实績を具体的に示すこと。

＊上記5－②に関連して、機器の保守体制に関する説明・提案資料（故障時の具体的な対応方法や連絡体制、保守費用が発生する場合はそれを明記したものなど）も含むこと。

※但し、上記（1）と（2）は同一書類でも可とする。

8. 千葉県業務用設備等脱炭素化促進事業補助金を活用することを基本とする。

（補助金活用の理由及び推奨方針）

対象建物に現行設置されている空調機器は、平成23年度の「建築物省エネ改修推進事業」にて採択された高効率機器であり、既存ベースラインの省エネ性能が極めて高い。そのため、単純更新による大幅なエネルギー削減率の立証が困難な国の補助金ではなく、前年度実施の省エネ診断書を用いて確実な採択を狙える「千葉県業務用設備等脱炭素化促進事業補助金」の活用が最も現実的であると判断した。ただし、応募事業者において、今回の機器入れ替えのみ（単純更新）のスキームであっても、時間的（令和8年秋着工）および内容的に、千葉県を上回る有利な「国の補助金（既存建築物省エネ化推進事業等）」の採択・活用が確実に可能であると証明できる合理的な積算・提案がある場合は、それを妨げない。その場合は、根拠となるエネルギー計算の見込みと申請スケジュールを提案書に明記すること。特別な提案がない場合は、千葉県の補助金申請を前提とした仕様とする。

以上